

# お知らせ

**平成27年分所得の申告受付**  
問総合政策部税務課(☎) 4122

平成28年2月16日(火)から3月15日(火)の間、役場新館2階大会議室において、平成27年分所得の申告受付をいたします。今年も地区ごとの日程はございません。申告の必要がある方はご準備ください。

詳細につきましては、広報のぎ2月号でお知らせいたします。

## 確定申告は正しくお早めに

- ◆所得税及び復興特別所得税  
2月16日(火)～3月15日(火)
- ◆贈与税  
2月1日(月)～3月15日(火)
- ◆個人事業者の消費税及び地方消費税  
～3月31日(木)
- 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外收受箱への投函により提出することができます。
- 還付申告の方は、平成28年2月16日(火)以前でも申告書を提出することができます。

◆申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」です！

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付・e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

◆栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です。

○平成27年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申

受付日	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	「栃木商工会議所大ホール」 栃木市片柳町2丁目1番46号	
開設期間	2月16日(火)～3月15日(火)	2月16日(火)～3月10日(木)
受付時間	9:00～16:00	9:00～16:00

告相談及び申告書の受付を上記のとおり行います。

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

※土・日曜日は開設しておりません。

※開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

※申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。

※栃木商工会議所への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車のご来場はなるべくご遠慮ください。

◆税理士による確定申告無料相談について

○各税理士事務所において所得税の確定申告に関する相談を無料で行います。最寄りの税理士事務所へ事前にお電話でお申し込みください。

日 2月3日(水)

申込みの電話の受付時間  
9時～16時

※相談内容によっては料金が掛

かることもありますので、お申込みの際に税理士事務所にご確認ください。

◆公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

【公的年金等を受給されている方へ】  
平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となつて控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

## お知らせ

### ◆復興特別所得税

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2・1%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

### ◆贈与税の申告と納税について

平成27年分の贈与税の申告と納税は、2月1日(月)から3月15日(火)までです。

納税については、贈与税額が10万円を超え、かつ期限内に納付ができないときは、申請により担保を提供して5年以内の年賦で納める延納制度があります。この場合、所定の割合で利子税

がかかります。

### ◆個人事業者の消費税及び地方消費税の納税について

平成27年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(木)が申告と納付の期限となっています。(振替納税をご利用いただく場合の振替日は4月25日(月)です)

### ◆「平成27年9月関東・東北豪雨」により被害を受けた皆様へ

今般の災害により、国税についての申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄税務署長への申請により、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- ・申告、納付などの期限延長(国税通則法第11条)
- ・納税の猶予(国税通則法第46条)
- ・予定納税の減額(災害減免法又は所得税法第111条)
- ・所得税の軽減免除等(災害減免法又は所得税法第72条等)
- ・相続税・贈与税の軽減・免除(災害減免法)
- ・源泉所得税の徴収猶予又は還

付(災害減免法)

- ・災害等による消費税簡易課税制度(不適用)届出に係る特例(消費税法第37条の2)
- ・納税証明書の無料発行(国税通則法施行令第42条第4項)

### ◆にせ税理士にご注意ください

税金の申告手続きなどを第三者に依頼される際には、正規の税理士かどうかを確認してください。

税理士資格のない「にせ税理士」が申告書の作成等をしますと、法律に違反するだけでなく、依頼した方に迷惑がかかる場合があるほか、思わぬ損害を受けることがありますのでご注意ください。

### ◆税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください!

国・県・市町の税務職員を装った「振り込め詐欺」が多発しております。税務署等の職員が、納税のために金融機関の口座へ振込みを求めたり、還付金の受取のためにATMの操作を求めるとはありません。不審な電話等にはご注意ください。

## 渡良瀬遊水地講演会

問総合政策部政策課(57) 4260

渡良瀬遊水地とサイクルスポーツの魅力  
渡良瀬遊水地及び周辺地域で最近人気の高いサイクルスポーツが、盛んに行われています。

町では、渡良瀬遊水地の活用を進めるひとつとしてサイクルスポーツを通して渡良瀬遊水地の魅力を発信する為の講演会を実施します。

日 2月27日(土)

9時30分開場 10時開演

所町公民館第1・2研修室

講師

宇都宮ブリッツェン運営会社  
代表取締役社長  
柿沼 章氏

内容 サイクルスポーツを通しての渡良瀬遊水地の魅力と宇都宮ブリッツェンの活動について講演をいただきます。

定 100名程度(無料)

申 1月4日(月)～2月10日(水)  
政策課窓口または電話にて申込み

